

組合税制の恩典

1. 賦課金の仮受金経理（法人税法基本通達14-2-9）

～教育及び指導事業に充てるため賦課金を賦課した場合に、当該事業の全部又は一部が翌事業年度に繰り越されたため当該賦課金につき剰余が生じたとき、これを翌事業年度の当該事業に充当するため仮受賦課金として経理した場合は益金に算入しないことができる～

・留意点

- ① 仮受賦課金は、教育、指導事業に充てる賦課金であり、収支予算の段階から一般賦課金と区分して経理されていること。
- ② 計画していた事業が翌年度に繰越され、翌年度に確実に実施される事業予算額であること。

<設例>

年度当初事業計画、講習会3回予算	300,000	
年度末未開催講習会 1回	100,000	
期中仕訳		
・組合員からの賦課金徴収時 (現金)	300,000	
		(教育情報事業賦課金収入) 300,000
年度末仕訳		
・直接法		
(教育情報事業賦課金収入)	100,000	
		(仮受賦課金) 100,000
・間接法		
(仮受賦課金繰入)	100,000	
		(仮受賦課金) 100,000
翌期首仕訳		
(仮受賦課金)	100,000	
		(仮受賦課金戻入) 100,000

* 適用除外組合 企業組合、協業組合

2. 事業利用分量配当金（法人税法第60条の2）

～組合の行う配当のうち組合の事業を利用した分量に応じて行う配当は、損金に算入される～

・留意点

- ① 組合員が当該年度において組合事業を利用したことによって生じた剰余金の配当に限られ、不動産の売却益や員外利用によって生じた利益は対象にならないこと。
- ② 損金算入は、経理処理によらず、剰余金処分案に定款規定に基づき計上し、法人税確定申告書別表「四」を記載することによってなされる。

剰 余 金 処 分 案

自令和 A 年〇月〇日

至令和 B 年〇月〇日

I 当期末処分剰余金

1 当期純利益金額	300,000	
2 前期繰越剰余金	500,000	800,000

II 剰余金処分量

1 利益準備金	30,000	
2 教育情報費用繰越金	15,000	
3 組合積立金		
特別積立金	30,000	
4 出資配当金	150,000	
5 利用分量配当金 (売上高の〇%)	70,000	295,000

↓

法人税確定申告書「別表四」

III 次期繰越剰余金

505,000

③支払う際は、源泉所得税の徴収を要しない。

・適用除外組合－企業組合、協業組合

3. 法人税率の軽減（企業組合及び協業組合は適用除外）

各事業年度の所得

- ① 19% — 年800万円超の所得
- ② 15% — 年800万円以下の所得

（法人税法第66条）

4. 加入金の益金不算入（企業組合及び協業組合にも適用）

加入金は、持分調整金として徴収されるが、持分調整金としての加入金は、資本等取引に該当し、益金に算入されない。

5. 事業税率の軽減（企業組合及び協業組合は適用除外）

- ① 5% — 所得のうち年400万円超の金額
- ② 6.6% — 所得のうち年400万円以下の金額